

○古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年建設省令第二号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（営業等のためにやむを得ない屋外広告物）</p> <p>第一条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第五条第六号ハの国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〇七 略</p> <p>八 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存のために必要な合理的な規模の屋外広告物</p>	<p>（営業等のためにやむを得ない屋外広告物）</p> <p>第一条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第五条第六号ハの国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〇七 （略）</p>

改正案	現行
<p>（都市計画の図書）</p> <p>第九条 法第十四条第一項の総括図は、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に定める事項を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図とするものとする。この場合において、法第十五条第一項第二号及び第四号に掲げる都市計画並びに同項第五号に掲げる地域地区に関する都市計画は、一葉の図面に表示するものとし、同項第五号に掲げる都市施設に関する都市計画並びに同項第六号及び第七号に掲げる都市計画は、できる限り一葉の図面に表示するものとする。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 地区計画、防災街区整備地区計画、<u>歴史的風致維持向上地区計画</u>、沿道地区計画及び集落地区計画に関する都市計画 おおむねの区域</p> <p>2・3 略</p> <p>（令第十四条の二の表の国土交通省令で定める区域）</p> <p>第十一条の二 令第十四条の二の表の地区計画（市街化調整区域内において定めるものを除く。）の項、<u>防災街区整備地区計画の項</u>、<u>歴史的風致維持向上地区計画の項</u>及び沿道地区計画の項の下欄に規定</p>	<p>（都市計画の図書）</p> <p>第九条 法第十四条第一項の総括図は、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に定める事項を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図とするものとする。この場合において、法第十五条第一項第二号及び第四号に掲げる都市計画並びに同項第五号に掲げる地域地区に関する都市計画は、一葉の図面に表示するものとし、同項第五号に掲げる都市施設に関する都市計画並びに同項第六号及び第七号に掲げる都市計画は、できる限り一葉の図面に表示するものとする。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 地区計画、防災街区整備地区計画、沿道地区計画及び集落地区計画に関する都市計画 おおむねの区域</p> <p>2・3 略</p> <p>（令第十四条の二の表の国土交通省令で定める区域）</p> <p>第十一条の二 令第十四条の二の表の地区計画（市街化調整区域内において定めるものを除く。）の項、<u>防災街区整備地区計画の項</u>及び沿道地区計画の項の下欄に規定する国土交通省令で定める区域は、</p>

する国土交通省令で定める区域は、次に掲げる区域又は施行区域とする。

一～三 略

(排水施設に関する技術的細目)

第二十六条 令第二十九条の規定により定める技術的細目のうち、排水施設に関するものは、次に掲げるものとする。

一～四 略

五 専ら下水を排除すべき排水施設のうち暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールが設けられていること。

イ・ロ 略

ハ 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な場所

六・七 略

(令第三十八条の七第四号の国土交通省令で定める行為)

第四十三条の七 令第三十八条の七第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～五 略

六 独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)

〔附則第十一条第一項の規定により独立行政法人森林総合研究所が行う森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第

次に掲げる区域又は施行区域とする。

一～三 略

(排水施設に関する技術的細目)

第二十六条 令第二十九条の規定により定める技術的細目のうち、排水施設に関するものは、次に掲げるものとする。

一～四 略

五 専ら下水を排除すべき排水施設のうち暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールが設けられていること。

イ・ロ 略

ハ 管渠の長さがその内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な場所

六・七 略

(令第三十八条の七第四号の国土交通省令で定める行為)

第四十三条の七 令第三十八条の七第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～五 略

六 独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第百三十号) 附則

第八条第一項の規定により独立行政法人緑資源機構が行う森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号) 附則

七十号) 附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号、第四号又は第六号に規定する業務に係る行為
七〇二十五 略

別記様式第九(第三十四条関係)

略	<p>建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が 法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1号第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第1種工作物に該当するかの記載及びその理由</p>	
略		

別記様式第十一の二(第四十三条の九関係)

略	
---	--

第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号、第四号又は第六号に規定する業務に係る行為
七〇二十五 略

別記様式第九(第三十四条関係)

略	<p>建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が 法第34条第1号から第8号の2まで又は令第36条第1号第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第1種工作物に該当するかの記載及びその理由</p>	
略		

別記様式第十一の二(第四十三条の九関係)

略	
---	--

略 (イ) 行為の種類別 (建築物の建築・ <u>工作物の建設</u>) (新 築・改築・増築・移転)	略 (イ) 行為の種類別 (建築物の建築・ <u>工作物の建築</u>) (新 築・改築・増築・移転)
略	略

○幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（令第十条第三号の国土交通省令で定める行為）</p> <p>第八条 令第十条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）附則第十一条第一項の規定により独立行政法人森林総合研究所が行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号、第四号又は第六号に規定する業務に係る行為</p> <p>七～二十一 略</p>	<p>（令第十条第三号の国土交通省令で定める行為）</p> <p>第八条 令第十条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第八条第一項の規定により独立行政法人緑資源機構が行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号、第四号又は第六号に規定する業務に係る行為</p> <p>七～二十一 略</p>

改正案	現行
<p>（集落地域整備法施行令第八条第四号の国土交通省令で定める行為）</p> <p>第一条 集落地域整備法施行令第八条第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）<u>附則第十一条第一項の規定により独立行政法人森林総合研究所が行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）</u>附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号、第四号又は第六号に規定する業務に係る行為</p> <p>六～二十三 略</p>	<p>（集落地域整備法施行令第八条第四号の国土交通省令で定める行為）</p> <p>第一条 集落地域整備法施行令第八条第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）<u>附則第八条第一項の規定により独立行政法人緑資源機構が行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）</u>附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号、第四号又は第六号に規定する業務に係る行為</p> <p>六～二十三 略</p>

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為）</p> <p>第二十四条 令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）<u>附則第十一条第一項の規定により独立行政法人森林総合研究所が行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号、第四号又は第六号に規定する業務に係る行為</u></p> <p>七～二十五 略</p> <p>第四号様式（第二十三条第一項関係）（A4）</p> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第<u>3</u>条の4に規定する内容を定めた防災街区整備地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次に</p>	<p>（令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為）</p> <p>第二十四条 令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）<u>附則第八条第一項の規定により独立行政法人緑資源機構が行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号、第四号又は第六号に規定する業務に係る行為</u></p> <p>七～二十五 略</p> <p>第四号様式（第二十三条第一項関係）（A4）</p> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第<u>3</u>条の3に規定する内容を定めた防災街区整備地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次に</p>

よること。 (1)・(2) 略 6・7 略	よること。 (1)・(2) 略 6・7 略
-----------------------------	-----------------------------

改正案	現行
<p>（緑地環境室及び景観・歴史文化環境整備室並びに公園企画官及び公園緑地事業調整官）</p> <p>第五十二条 公園緑地・景観課に、緑地環境室及び景観・歴史文化環境整備室並びに公園企画官及び公園緑地事業調整官それぞれ一人を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 景観・歴史文化環境整備室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。第二十八条及び第三十条並びに第五章を除く。）の施行に関すること。</p> <p>5 7 略</p>	<p>（緑地環境室及び景観・歴史文化環境整備室並びに公園企画官及び公園緑地事業調整官）</p> <p>第五十二条 公園緑地・景観課に、緑地環境室及び景観・歴史文化環境整備室並びに公園企画官及び公園緑地事業調整官それぞれ一人を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 景観・歴史文化環境整備室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四 略</p> <p>5 7 略</p>